

## 市民福祉委員会記録

### ○開催日時

平成25年10月2日 午前9時59分～午後2時2分

---

### ○開催場所

第3委員会室

---

### ○出席委員（7人）

委員長 江口 是彦  
副委員長 中島 由美子  
委員 瀬尾 和敬  
委員 永山 伸一

委員 井上 勝博  
委員 新原 春二  
委員 今塩屋 裕一

---

### ○その他の議員

議員 持原 秀行

議員 帯田 裕達

---

### ○説明のための出席者

監査委員 桑原 道男  
監査委員 小田原 勇次郎

---

市民福祉部長 春田 修一  
障害・社会福祉課長 徳留 真理子  
高齢・介護福祉課長 仙名 浩貴治

福祉課長 坂元 安夫  
子育て支援課長 吉川 真一  
課長代理 西田 光寛  
保育グループ長 石走 利和  
育成支援グループ長 内村 初男

---

### ○事務局職員

議会事務局長 田上 正洋  
議事グループ長 瀬戸口 健一

---

議事グループ専門員 久米 道秋

---

○審査事件等

| 審 査 事 件 等                                                                                                        | 所 管 課       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 議案第 1 1 9 号 決算の認定について<br>(平成 2 4 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)                                                              | 障害・社会福祉課    |
| 議案第 1 1 9 号 決算の認定について<br>(平成 2 4 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)<br>議案第 1 3 1 号 決算の認定について<br>(平成 2 4 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算) | 高齢・介護福祉課    |
| 議案第 1 1 9 号 決算の認定について<br>(平成 2 4 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)                                                              | 福 祉 課       |
| 議案第 1 1 9 号 決算の認定について<br>(平成 2 4 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)                                                              | 子 育 て 支 援 課 |

△開 会

○委員長（江口是彦）ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により、障害・社会福祉課から審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において、随時、許可してまいります。

---

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（江口是彦）まず、障害・社会福祉課の審査を行います。

---

△議案第119号 決算の認定について  
（平成24年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（江口是彦）昨日、審査を一時中止しておりました議案第119号一般会計歳入歳出決算を議題とします。

それでは、障害・社会福祉課関係の決算の概要について、部長の説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、障害・社会福祉課の主要施策の成果につきまして、きのうと同じく決算附属書に基づき、概要の御説明をさせていただきますと思います。

まず、71ページをお開きいただきたいと思います。

1の共に支え合う地域福祉社会の形成事業では、災害時の人的災害を減らすために、災害時要援護者避難支援計画に基づき個別支援計画を策定し、支援関係者全体で情報の共有化を図るとともに、地域福祉計画の着実な推進を図るため、地域福祉委員会を開催し、進ちょく状況の点検、評価を行ったところでございます。

2の一般障害者自立支援事業では、重度障害者及び障害児に対しまして、タクシー等の料金の一部を助成し、開けていただきまして、72ページでございますが、3の障害者（児）の自立支援事業におきましては、施設入所支援給付、生活介護給付等、各種自立支援給付を行ったところでござ

います。

詳細については、説明書に記載してあるとおりでございますので、後ほどごらんいただければと思っております。

次に、飛んで74ページとなります。

4の重度心身障害者医療費助成事業では、重度の心身障害者の医療費の助成を行い、5の特別障害者手当等給付事業では、在宅の重度障害者に対し手当を支給し、福祉の増進を図ったところでございます。

6の障害者の自立支援の充実では、障害者の社会参加を促進するため、地域生活支援事業として障害者相談支援事業、地域活動支援センター事業等を実施したところでございます。

開けて76ページでございますが、7の障害児の発達支援では、心身に障害のある児童を対象に、児童発達支援センター事業及び放課後等デイサービス事業等を実施し、8の小児慢性特定疾患児の日常生活用具給付の支援では、小児慢性特定疾患児に対しまして、日常生活用具を給付し、児童の福祉増進を図ったところでございます。

9の隣保館の管理運営では、隣保館において各種教養講座を延べ688回開催しております。

次に、77ページの10の災害援護対策では、災害救助法の適用に至らない火災による罹災者に対しまして、応急的な、必要な支援を行ったところでございます。

以上、障害・社会福祉課の主要施策の成果につきまして、概要の説明を終わりますが、決算の詳細につきましては、引き続き、障害・社会福祉課長が御説明させていただきますと思います。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、障害・社会福祉課分について当局の補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）障害・福祉課です。それでは、一般会計歳出について御説明いたします。

決算書の129ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費のうち、本課分の支出済額は4億341万3,417円です。

備考欄をごらんください。

支出の主なものは、社会福祉管理運営費では、社会福祉事務嘱託員等報酬、職員26人分の給与

費、社会福祉協議会運営補助金等でございます。

社会福祉施設管理費では、下甌手打へき地保健福祉館の浄化槽維持管理業務委託料等でございます。

次に、131ページ、3款1項2目身体障害者等福祉費の支出済額は、25億1,614万8,801円です。

備考欄をごらんください。

支出の主なものは、一般障害者自立支援事業費では、障害福祉相談員など嘱託員報酬、職員7人分の給与費、サン・アビリティーズ川内の指定管理料等でございます。

障害者（児）自立支援事業費以下の事項につきましては、先ほど部長が説明したとおりでございます。

同目の不用額について御説明いたします。

20節扶助費は、障害者自立支援事業費、重度心身障害者医療費助成事業費の執行残が主なものでございます。

次に、133ページをお開きください。

3款1項3目地方改善対策費の支出済額は、3,514万9,091円です。

備考欄をごらんください。

隣保館長等の報酬、職員給与費1人分が主なものでございます。

次に、147ページをお開きください。

3款5項1目災害救助費の支出済額は、86万9,630円です。

備考欄をごらんください。

火災による災害見舞金が主なものでございます。

同目の不用額について御説明いたします。

14節使用料及び賃借料は被災者用住宅借上料の、20節扶助費は災害弔慰金等の執行残でございます。

次に、一般会計の歳入について主なものを御説明いたします。

19ページをお開きください。

13款2項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金の収入未済額30万6,000円は、心身障害者扶養共済掛金の滞納分でございます。

備考欄の主なものは、児童発達支援センター給付費、さつま町の負担金等でございます。

次に、21ページをお開きください。

備考欄をごらんください。

14款1項2目民生使用料のうち障害・社会福祉課分につきましては、サン・アビリティーズ川内使用料及びつくし園利用料等でございます。

次に、37ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費等負担金、医療費負担金等です。負担率は、いずれも2分の1となっております。

また、次のページ、3節児童福祉費負担金は、児童発達支援センター給付費負担金です。負担率は2分の1です。

次に、41ページをお開きください。

15款2項2目民生費補助金、1節社会福祉費補助金は、障害者自立支援事業費等補助金です。補助率は2分の1となっています。

次に、47ページをお開きください。

15款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金は、特別児童扶養手当事務委託金です。

同じく、47ページ、16款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費等負担金、医療費負担金等です。県負担率は、いずれも4分の1となっています。

同じく、3節児童福祉費負担金は、児童発達支援センター給付費負担金です。県負担率は4分の1です。

次に、51ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金、1節社会福祉費補助金は、重度心身障害者医療費助成事業費補助金、補助率は2分の1です。障害者自立支援事業費等補助金、補助率は4分の1等となっています。

次に、61ページをお開きください。

16款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金は、社会福祉統計調査費委託金等です。

次に、65ページ、17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入は、備考欄6行目、若あゆ作業所貸地料です。

次に、67ページ、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金は、備考欄中ほどにあります罹災救助基金利子収入です。

次に、71ページ、19款1項3目罹災救助基金繰入金、1節罹災救助基金繰入金は、災害救助費として、市の災害罹災者援護措置要綱に基づく救助を行うため必要経費分を取り崩し、繰り入れたものでございます。

次に、75ページをお開きください。

21款3項1目貸付金元利収入、7節地震災害援護資金貸付金元金収入は、滞納者16人のうち13人分の償還金です。うち1人は24年度に完納し、現在、滞納者は15人となっております。収入未済額は、448万7,000円です。

同じく、36節県北部豪雨災害援護資金貸付金元利収入は、納入義務者1名の償還金です。

次に、81ページをお開きください。

21款5項4目雑入については、備考欄の下の方になりますが、重度心身障害者医療高額介護合算療養費返納金及びつくし園の給食費が主なものでございます。

次に、財産に関する調書について御説明申し上げます。

430ページをお開きください。

財産に関する調書431ページですが、債権でございますが、下から3行目、地震災害援護資金貸付金と、その次、災害援護資金貸付金がございますが、決算書で説明したとおりでございます。

次に、431ページをお開きください。

基金でございますが、上から5行目に、罹災救助基金がありますが、決算書で説明したとおりでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

**○委員長（江口是彦）** ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

**○委員（新原春二）** 毎度のことなんですけれども、収入未済額の関係で、この地震災害救助資金の貸付金の返納ですね。これは努力のかいあって、16名中13名が返されて、現在、15人残って448万7,000円残ってるという御報告でよろしかと思うんですけども、これについては、もう時効等を含めて、どういう状況になっていくのか。それぞれ努力をされているのは、よくわかりますけれども、将来的なこの貸付金の返納について、どういう手当てをされていくのか。そこら辺をちょっと教えてください。

**○障害・社会福祉課長（徳留真理子）** 現在、毎月1,000円、2,000円の少額でも徴収に努めているところでございまして、最近につきまして、私ども地震災害の貸付金につきましては、

私債権になりますので、民法上の時効期間が10年ございます。10年以上支払われてない方につきましては、時効援用の措置をとって、不納欠損処分としていくように考えているところでございます。

実際、3名の方が、もうそういう状態にあられますので、今年度で10年たちますので、それで処理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

その他の方々につきましては、わずかずつではございますが、徴収に努めておりますので、ちょっと時間はかかりますけれども、返納に努めていただきたいというふうに、私どもとしては考えております。

**○委員（新原春二）** 今、報告があったように、不納欠損で整理されていく部分がありながら、やっぱり1,000円、2,000円の徴収もしていかざるを得ないという状況なんです。未納は10年ということなんです。そうならば払わんなら払わんで、あとは不納欠損処理をしたらということになりそうなんです。そこら辺の状況も、あと15名ということですけども、そこら辺の状況はどうなんでしょうか。

**○障害・社会福祉課長（徳留真理子）** これにつきましては、保証人もいらっしゃいますので、全ての方、保証人と御本人と通帳をお出しいただいて、徴収に努めておりまして、残り15名のうち3名の方は他市町村にもう転出され、あるいは死亡され、保証人も亡くなれという状態の方が3名いらっしゃいまして、この方たちは御本人にお出ししても、保証人にお出ししても、もう文書が返ってくる。そういう状態の方でございます。その他の方々につきましては、保証人等にも連絡がついておりますので徴収に努めておりまして、この1年、1回も払ったことがないという方は、1人もいらっしゃいませんので、12名につきましては、最後まで完納に努めていただくようにしたいというふうに考えております。

**○委員（新原春二）** もう経過的にも長くなって、それぞれ課の方々も徴収に大変御苦労なさっていると思いますけれども、借りたものは借りたものから、きちんとやっぱり請求できるように、大変でしょうけども頑張ってください。

**○委員長（江口是彦）** ほかに御質疑ありません

か。

○委員（井上勝博）重度心身障害者医療費助成についてなんですけれども、これについては申請主義ということで、中には手帳を持っていながら、医療費が後で返ってくることを知らないという方もいらっしゃるというか、うちの母なんかそうだったわけなんですけれども、それはもう大分前のことなので。今はこういう手帳を持っていながら、医療費が後で戻ってくるということについて、どの程度の方が申請されているかどうかというのは、これは当局としては、知りようがないわけなんですかね。

つまり、この人は手帳を持っているんだけど、病院にかかったけれども、そういう申請がされていないとか、そういうのはわかるんでしょうか。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）病院に少なくとも申請書を出していただかない限りは、こちらでは把握のしようがないところでございます。

○委員（井上勝博）手帳を受け取られるときに、きちっと説明は恐らくされるんだろうとは思いますが、そういう方々に対する宣伝という点では、障害者用の手引き、パンフレットみたいなものが、毎年、発行されていますけれども、あれをよく入念に読めば、ああ、自分も該当するんじゃないかなというのはわかると思うんですね。

しかし、パンフレットというのは配られるものではないわけで、窓口で置いてあるのを、それを自分で意識的にもらわなきゃいけない。それで読まなきゃいけないわけですが、そういう広報などで、こういう方は該当するよという広報はされているんですかね。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）そうおっしゃるかと思って、本日、持ってまいりました。

障害者への助成制度、8月号に広報紙にカラーで、これは毎年しております。ここに重度心身障害者医療費助成制度というのを明記してございますので、今は病院等でも、多分、申請は全ての病院で受け付けておりますので、病院のほうからも一言あればよかったのかと思いますけれども、今後も周知には努めていきたいというふうに考えております。

○委員（井上勝博）特別障害者手当については、

これも重度で寝たきりで、本当は申請すれば月々の手当がもらえるのを、知らないがゆえにもっていないという方も何件かいらっしゃるわけですが、これについては年々の推移でいうと、そういうことが知られてきているというふうに言えるのかどうか。宣伝効果というのは上がっているのかどうかなんです、どうなんでしょうかね。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）この制度につきましては、在宅で重度の障害のある方でございまして、年々、宣伝効果というか、こちらの周知の効果があって、増えてきているのかということなんです、これはその方の障害がどの程度、重たいかによって、この手当がもらえるかどうかでございまして、周知には広報紙、手帳申請時、相談支援センター、障害福祉のしおり、電話相談、医療機関からの問い合わせ等、周知には努めておりますが、申請に来られても、必ずしもその方が、この手当に該当するというわけではございませんので、年々増えているかといいますと、どちらかという、重くなられた方は入院をされたりされるので、どちらかという減ってきているのが現状でございます。

○委員（井上勝博）確かに自分では、ほとんど在宅で着替えが、なかなかできないとか、食事をとるのにも大変だとか、そういう方々でも、この間、私もこちらの窓口に来ていただいたときもあったわけですが、該当しなかったということなんです、ただ、そういうことすらも知らなかったという人も結構いらっしゃるわけ。これについては重度心身障害者の医療費助成と併せて、この特別障害者手当なども、こういう制度がありますよということは広報でされてるわけですが、さらにわかりやすく、該当される方というのはわかっているわけですから、そういう該当される方々に意識的に、こういうサービスがあるんですよということを周知していただくよう努力していただきたいと思います。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はつきたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。  
御苦労さまでした。

---

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（江口是彦）次は、高齢・介護福祉課の審査を行います。

それでは、高齢・介護福祉課関係の決算の概要について、部長の説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、同じく決算附属書の78ページをお開きいただきたいと思います。

高齢・介護福祉課の方でございますが、1の高齢者健康づくりの促進におきましては、職員の人件費のほか、敬老金の支給、はり・きゅう・マッサージ、おでかけ支援等の助成、高齢者クラブへの活動助成等を行ったところでございます。

79ページの2、高齢者の日常生活支援では、訪問給食サービスでございますが、これは20万食を超えておりますが、訪問給食サービス、ショートステイやホームヘルプサービス等の日常生活の支援、あるいは老人福祉電話貸与や緊急通報システムの整備等による安否確認などの福祉向上に努めたところでございます。

3の市民後見推進事業では、国のモデル事業によりまして、市民後見人の養成基礎講座等を実施したところでございまして、4の老人ホーム入所措置では、居宅において擁護を受けられない高齢者の入所措置を行ったところでございます。

次に、80ページをお開きいただきたいと思います。

5の介護保険事業の推進では、職員の人件費のほか、地域密着型サービス拠点等の整備を行うとともに、特別地域や低所得者の利用者負担軽減事業等を実施したところでございます。

6の養護老人ホーム甌島敬老園運営事業、及び81ページになりますが、特別養護老人ホーム甌島敬老園運営事業では、社会福祉協議会を指定管理者として、両施設の管理運営を行っているところでございます。

8の要介護認定審査事務におきましては、認定申請により訪問調査を行い、介護認定審査会を開催して審査判定を行っているところでございます。

なお、認定申請件数、訪問調査件数、審査判定件数については、記載のとおりでございます。

9の労働者の就労促進では、シルバー人材センターへ活動助成を行ったところでございます。

次のページの82ページから85ページまでは、介護保険事業特別会計に係る給付状況等の成果となっておりますが、詳細については省略させていただきますと思います。

以上、高齢・介護福祉課の主要施策の成果について、概要の説明を終わりますが、決算の詳細につきましては、この後、課長のほうで御説明させていただきますと思います。

以上でございます。

---

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（江口是彦）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、高齢・介護福祉課分について、当局の補足説明を求めます。

---

△議案第119号 決算の認定について  
（平成24年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）一般会計歳出について御説明申し上げます。

決算書の135ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費では、支出済額は2億7,804万2,560円で、支出の主なもの、備考欄のほうをごらんください。

老人福祉管理運営費では、職員7人分の給与費、高齢者おでかけ支援利用料金助成など、老人福祉施設管理費では、高齢者福祉施設の指定管理料などでございます。

なお、工事請負費が繰越明許となっておりますが、内容は、里生活支援ハウスの給湯ボイラーの改修工事で、ボイラーは日々使用しておりますことから、施工期間について入所してされている方々の利用者との日程調整がつかず、年度内の着手が困難となったことから繰り越しておりましたが、先月、9月末で完成をいたしております。

137ページをお開きください。

高齢者生活支援事業費では、高齢者訪問給食サービス事業業務委託料等が主なものでございます。

なお、厚生労働省のモデル事業で、市民後見制度の啓発シンポジウムと、市民後見人養成講座のための基礎講座を業務委託により、平成23年度より実施しているところでございます。

次に、同項2目老人措置費につきましては、支出済額4億1,163万9,435円で、養護老人ホーム16カ所、入所者222人に係る入所措置費でございます。

次に、同項3目介護保険対策費につきましては、支出済額13億7,918万5,901円で、支出の主なものは、職員17人分の給与費、介護保険施設整備等に係る補助金、介護保険事業特別会計への繰出金などであります。

なお、負担金及び交付金が繰越明許となっておりますが、グループホーム2施設につきまして、平成24年度中の完成が見込めなかったことから繰り越しておりましたが、両施設とも6月までに完成しております。

また、28節繰出金の執行残が多額となっておりますが、特別会計の介護サービス給付費を最大で見積もらざるを得ないため、繰り出しの執行残が生じたものでございます。

次に、同項4目養護老人ホームにつきましては、支出済額8,006万3,140円で、支出の主なものは養護老人ホーム管理費で、職員6人分の給与費のほか、指定管理料が主なものであります。

139ページをお開きください。

次に、同項5目特別養護老人ホームにつきましては、支出済額1,863万8,809円で、支出の主なものは、職員3人分の給与費などであります。

次に、同項6目介護認定審査費につきましては、支出済額1億643万6,171円で、支出の主なものは介護認定審査費で、介護認定審査会委員、それから介護認定訪問調査業務嘱託員の報酬、介護認定調査委託料など、介護給付適正化事業では職員1名分の報酬等でございます。

次に、163ページをお開きください。

5款1項1目労働諸費のうち高齢・介護福祉課分は労働者福祉対策費で、シルバー人材センターに対する高齢者労働能力活用事業補助金であります。

次に、一般会計の歳入については、主なものを御説明いたします。

19ページにお返りください。

13款2項1目民生費負担金の2節老人福祉費負担金の歳入の主なものは、養護老人ホーム入所者の老人福祉費負担金が主なものであります。

収入未済額36万6,991円は、現年分4名、過年度分2名分でございます。

次に、21ページをお開きください。

14款1項2目民生使用料の1節民生使用料の高齢・介護福祉課分につきましては、備考欄の中段に記載のとおり、入来高齢者福祉センター使用料が主なものであります。

次に、41ページをお開きください。

15款2項2目民生費補助金につきましては、5節介護保険事業費補助金で、市民後見推進事業に係る国庫補助金であります。

次に、51ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金で、2節老人福祉費補助金は、在宅福祉アドバイザーと老人クラブの運営補助金であります。

同目6節介護保険事業補助金は、グループホームの施設整備及び開設準備等に係る補助金であります。

なお、収入未済額につきましては、施設整備の事業繰り越しに伴う未収入でございます。

次に、67ページをお開きください。

17款1項2目利子及び配当金の1節利子及び配当金の高齢・介護福祉課分につきましては、介護保険高額介護サービス資金貸付基金の利子収入であります。

次に、71ページをお開きください。

18款1項2目民生費寄附金は、1団体から高齢者福祉を目的として寄附されたものでございます。

次に、83ページをお開きください。

21款5項4目雑入の高齢・介護福祉課分につきましては、甌島敬老園への派遣職員に係る人件費分収入が主なものであります。

次に、財産に関する調書について御説明申し上げます。

430ページをお開きください。

3、債権でございますが、高齢・介護福祉課分では、3行目の寿里苑運営資金貸付金があります。当該債権につきましては、合併前の里村において、特別養護老人ホームの運営資金として、無利子の貸し付けを行ったものでございます。据置期間が10年で今年度より、平成25年度より、年間150万円ずつ償還をしていただくこととなっております。

次に、431ページをお開きください。

4の基金でございますが、高齢・介護福祉課分では特定基金として、下から6行目の介護給付費準備基金がございます。

介護給付費準備基金は、年度中に4,324万7,000円の積み立てを行い、平成24年度末の残高は、2億3,962万9,000円となっております。

次に、432ページをお開きください。

運用基金では、介護保険高額介護サービス費等の資金貸付基金がございます。

基金の運用状況について御説明申し上げますので、440ページをお開きください。

介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金がありますが、平成24年度末の残高は1,200万円となっております。

なお、平成24年度中の貸し付けの実績はございませんでした。

以上で、一般会計の説明を終わります。よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、答弁におきまして、細かな計数等につきましては、課長代理及び主幹、並びにグループ長に回答させますので、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（江口是彦）** ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 敬老金等支給についてなんですけれども、最近、曾於の市長選挙で一つの公約に掲げられて、敬老金を節目支給から毎年もらえるように戻したということで、非常に高齢者の方が喜ばれているわけですね。

やっぱり高齢になられて年金は下がる一方だし、今度は消費税の増税という話も出てきておりますし、だんだんだんだん年をとるということが、辛くなってきているという状況というのは、これはやはりこれから高齢化社会を迎えるに当たっては、高齢化社会はもう既に迎えてるわけですけども、さらに高齢化社会に進んでいくわけですが、それに当たって、やっぱり年をとったらそれなりの喜びがあるような、そういう制度としてできたものだと思うんですね。

金額的には、どのぐらいのお金がかかるのかわからないんですけども、ちょっと節目支給という

やり方は、88歳までならなければもらえないということになりますので、やっぱり一般的に敬老会などでは、自治会によっては、だと思んですけども、いろんな行事をして、年をとったことを喜んだりする。年齢としては70歳ぐらいからやってるわけですが、この節目支給の見直しということについては考えられないものなのか、お尋ねしたいと思います。

**○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）** 敬老金の節目支給をやめて、一定年齢以上の方には、全て敬老金を支給できないかという御意見でございますが、合併後10年を迎え、今後、交付税の大幅な削減が予定をされている中、自主財源等も限られてくると思います。

したがいまして、現在では単独事業の整理縮小ということも叫ばれている中、高齢者福祉の充実とはいえ、拡大をするというのは、なかなか難しい状況にあると判断をしております。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** 高齢になって本当によかったなと思う制度というのが少なくなっていて、医療費が75歳以上が1割負担、70歳から74歳が1割負担かな、それが2割負担になろうとしているわけですけども。私、最近聞いて、航空券の場合は何歳やったかな、65歳やったかな。東京まで行くのに1万円ちょっとで行けるようになるんだということで、ああ、早う年をとりたくなぐらいなふうと思うわけですね。そういうものっていうのが、本当に少ないと思いますよね。前はそういう医療費が無料になっていた時期もあったし、年をとれば医療費が要らなくなるよっていうような、そういうこともあったんですが、それがなくなっている。

だから、やっぱり何のために行政とはあるべきかという問題だと思うんですね。年をとるということをみんなで喜びあえるそういう社会にする。そのためにも、福祉、特に、この敬老金については、その象徴、シンボルにもなるわけで、ぜひとも見直ししていただきたいなど。お金がかかる、かからないではなくて、そういう社会をつくるということだと思うんですね。

それから、はり、きゅう及びマッサージ等の施術料助成についてなんですけれども、これについては、ごめんなさい。ちょっと調べてこなかった

んで申しわけないんですが、これは60回というのは、ずっと続いていて、たしか回数を減らしたんじゃないかなかったですかね、券を。それは何年度からでしたか。

**○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）** 手元に資料がございませんので、詳細についてはわかりませんが、合併後、回数の拡大をしてきた経緯がございましたが、昨年度、策定された財政運営プログラムの中で、単独事業の整理縮小ということもございまして、今年度から60枚を40枚に回数を減少したといえますか、20枚減らしたところでございます。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** この制度については、前市民福祉部長も力を入れていたということで、しかし、縮小せざるを得ないというお話だったわけですが、しかし、これはサービスを受ける側もそうですが、はり、きゅう、マッサージなどをやられている方々自身が、障害を持っている方のケースが多いということで、二重に福祉的な側面というのがあったんだということだったわけですが、これについては、もうやむを得ないというようなことで、もうどうしようもないんですかね。

**○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）** はり、きゅう、マッサージをされていらっしゃる方につきましては、委員おっしゃるとおり、身体障害者の方が多数おられるということは承知しておりますが、私どものところでは高齢者福祉施策として、現在まで単独事業で拡大をしてきたわけですが、先ほど申し上げましたように、財政運営プログラムの方針に従いまして、単独事業の整理縮小ということで、40枚に減らしたところでございます。

以上でございます。

**○市民福祉部長（春田修一）** 今まで井上委員のほうから、高齢者福祉に対していろいろな御意見をいただいているところでございますが、今、課長が申しましたように、平成27年度から段階的に交付税の削減ということで、5年後の平成31年度には42億円、一般財源がなくなるというような状況を考えたときに、この高齢・介護の決算の全体を見ましても、23億円の支出のうち市財が21億円というような、これは国の負担金等も入っておりますので、一概に言えないんですが、た

だ単純にみましても、かなりの単独事業という部分があります。

そういうことから考えたときに、今後、どうしても、より効率的と申しますか、取捨選択する必要があります。そのような中では、今後、高齢者福祉というのは、給付ということではなくて、元気な高齢者と申しますか、若いうちから医療にかからないとか、あるいは、そういう高齢者施策にシフトしていく必要があるのではないかなというふうに考えてるところでございますので、御理解いただきたいと思います。

**○委員（井上勝博）** お金がないということが理由になるわけですが、やっぱりこれは一自治体との関係でいったら、それは合併して交付税が少なくなるんだということについては、もう合併の当時から、そういう約束できたわけですよね。

しかし、合併当時、お金が少なくなって合併をしないと大変なんだと、財政的に厳しくなるんだと。だから福祉を維持するためには合併が必要なんだということで、合併を推進してきた面もあるし、また、そういうふうに市民は期待をしていたわけですが、実際にはそんなふうに、どんどんどんどん削られていってしまうわけですね。

だから本当に合併してよかったと思えるような、そういう市政を進めていくためには、身近な本当にありがたいと思う制度、これを充実していく、拡充していくということが大事であって、それが一番市民にとってありがたいのは、この高齢者福祉であったり、障害者福祉であったりというものだと思うんですね。

そこはやっぱりお金の使い方としては、拡充の方向にもっていくという考え方で進めなければ、市民の納得は得られないんじゃないかなというふうに思います。

それから、おでかけ支援助成事業についてなんですけども、これについては、最近、ちょっと気づいたことで、おでかけ支援事業というと、バスや肥薩おれんじ鉄道や、また、甕島の航路などの船賃とか、そういうもので使えると思っていたわけですが、実はもっと広範で、例えばゆったり館でも使えるということや、いろんな施設で使えるということもわかったんですね。

それはおでかけ支援券には書いてあったりしてるんですが、おでかけ支援券をもらっていない人と

いうか、これは要らないよというふうに、自分は車を持っているしというような方々は余り知られてなくて、そういった方々に、もっとこういう施設でも使えるんですよっていう宣伝がされているんだろうかなということで、前、聞いたことがあるんですが、実際は、そういうことがされてない。初めて、どここの施設で使えるというのが、おでかけ支援券をもらったときにわかるわけですね。

だから、もっとおでかけ支援券をもらう前に、そういうことを伝えるということができないだろうかということなんです、いかがでしょう。

**○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）** 高齢者福祉のサービスにつきましては、年1回ではございますが、市の広報紙に掲載しております。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** 例えば、ここに書いてありますように、市の指定する公共交通機関、公衆浴場を利用するときって書いてありますが、公衆浴場名は、たしか書いてないんですよ、それは。実際は、もらったときに初めて、ああ、ここも使えるんだと。ゆったり館の場合は、障害者のための入浴施設があって、あれは非常に重宝するわけですが、そういうものは初めておでかけ支援券をもらってからわかったんですが、そうじゃないんじゃないですか。おでかけ支援券をもらってなければ、わからないんじゃないんですかね。

**○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）** 公衆浴場につきましては、事業所より申し出があって初めて登録をするものでございまして、委員のおっしゃるように個別の公衆浴場については、広報はしていないのが現状でございます。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** それで、ここでも使えますよということをもう少し、登録されてから後でもいいわけですから、市民に知らせるという広報は考えられないですか。

**○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）** 広報紙のスペースの問題もございまして、即答はできませんが、検討をいたしたいと思います。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

**○委員長（江口是彦）** ほかに御質疑ありません

か。

**○委員（中島由美子）** 済みません。市民後見推進事業について、本市は国からのモデル事業ということで講座をされているんですけども、現実、まだ始まったばかりなんだろうけど、市民後見として実践的にできてる方というか、そういう方の数字が上がっているのか。

実際、この84ページには、成年後見等審判費用実費負担金というのがあるんですけど、この辺が実際の負担なんですかね。そのあたり、わかってたら教えてください。

**○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）** 平成23年度から市民後見人の養成講座を開催し、2年間で12名の方が修了されております。

基礎編・実践編ってございまして、実践編まで当市で修了された方が12名おられますが、この実践研修を終えても、なかなか実務的に能力、スキルが上がらないというのが実情でございまして、まず、この市民後見人になるためには、裁判所へ推薦をする必要があります。推薦をして、裁判所が適任者となって、初めて後見人の候補者として登録される仕組みになっております。その上で申し立てに応じて専門職である弁護士、司法書士、社会福祉士とか、あるいは、この養成講座を終わられた市民後見人とか判断をされるわけですが、市として市民後見人としてのスキルが、十分備わっていると判断できておりませんので、現在のところ候補者として推薦はいたしていないところでございますが、今現在、社会福祉協議会と成年後見センターの設立について、協議を進めているところでございます。

仮に、その協議が整いまして、社会福祉協議会で成年後見センターとして設立ができたならば、そこにおいて実務研修といいますか、実務を積んでいただきたいというふうに考えております。その上で、十分スキルが備わったと判断できましたならば、推薦も考えたいというふうに考えておりますが、先ほど申しましたように、現在のところ候補者として推薦はいたしてないところでございます。

それから附属書の84ページ、成年後見の申し立ての3件の内訳でございまして、この3件につきましては市長申し立て、成年後見につきましては親族の申し立てが基本でございまして、親族の

中に申し立てをされる方がいない。あるいは申し立てをできる人がいない。あるいはいてもされない方、遠方におられたり、高齢であったりして、申し立てをされない方を市長申し立てという形で、親族に代わって申し立てをするわけですが、平成23年度で1件、平成24年度で2件、市長申し立てを行いました。その申し立てに係る費用でございます。

なお、申し立てに係る費用を1回市が負担いたしても、本人の負担能力、資産、預貯金等の状況によりましては、本人に請求することができることとなっております。

以上でございます。

**○委員（中島由美子）** 今、やっぱり遠くに子どもたちが出たりして、ひとり暮らしの方、また、どうかすると本当に身寄りのない方がいて、これは大事な制度なんだなというのを思ってますので、しっかりとこの後見人が育つように、また頑張っていたきたいと思います。

以上です。

**○委員（新原春二）** 今、後見人の話がありましたけども、やっぱりこの後見人の制度の関係については、市ができる分と裁判所がする分と、きちんとすみ分けをして、市民に公表すべきじゃないんじゃないかと思うんですね。

そうじゃないと、市が講座を平成23年、平成24年に開いて、その養成の12人がいらっしゃるわけですね。私も12人、全部じゃないけど、二、三人に聞いたんですけども、じゃあこの講習を受けたけど、どうするのと聞いたら、どうしましょうかね。実際、働けるのと聞いたら、ちょっと自信ないですねということであったものですから、一般質問でもセンターをどこにつくるんだかという話をしたんです。

福祉協議会の中でセンター設立をして、そこで実践も含めて養成をして、推薦をするということになりますから、その推薦までは行政のほうでせざるを得ないわけですから、そこら辺も含めて推薦をするのは、今、中島委員のほうからありましたけども、薩摩川内市に、そういう傾向がある人といえますか、そういうような実態調査というのはできているんですかね。

後見をされるような状況の方というのは、把握ができるのかどうか。それらも裁判所がするのか

どうか。そこら辺の中が、なかなか見えないものですから、今後、薩摩川内市の行政として、後見人制度についてどう道筋を立てていくのかというのが、なかなか我々にも響かないし、一般の市民にも響かないと思うんですね。そこをきちんと整理をして、一般市民に成年後見制度はこういうものですよ。行政としてこうやりますよということのやっぱり公表を、きちんとすべきでないかと思えますけども、そこら辺を社会福祉協議会がやるのか、行政がやるのか。そこら辺はどう考えるのですか。

**○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）** まず、成年後見人の必要な方々の把握についてでございますが、なかなか難しいというのを言わざるを得ないかと思えます。

ただ、成年後見に至る一步手前、ある程度、判断能力はある方々が利用するサービスとして、社会福祉協議会の福祉サービス利用支援事業というものがございます。これは主に財産管理、預貯金の管理をメインにやっていただいているわけですが、それを利用されている方が百数名いらっしゃいます。

社会福祉協議会の考えで、実際、もうこの人は判断能力がないので、本来ならば成年後見制度に移すべきであると社会福祉協議会が考えている方が、14名ぐらいだったかと思えます。ただし、成年後見人に至っていない。それはさまざま理由があらうかと思えますけれども、そういうまず実情がございます。

それから市民に対するPRとしては、まず、入り口としては、福祉サービス利用支援事業、それから社会福祉協議会に委託をしております地域支援事業の中で、権利擁護事業というものがございます。

これは高齢者の虐待の関係であっても、身体的虐待とか経済的虐待、それからひとり暮らしの方々へのサービスについての権利擁護、そういったものがございまして、包括支援センターのほうで、高齢者の総合相談に応じておりますので、個別ケースによっては、現在では社協の福祉サービス利用支援事業につなげたりしているところでございますので、ある一定の程度は、市民に対する広報というか、啓発はできていると判断しているところでございますが、先ほど申しました成年後

見センターができた暁には、その制度の啓発についても取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

**○市民福祉部長（春田修一）** 新原委員の行政が主体となるのか、社協というのかというのが、ちょっと漏れてたような気がしますが、今、考えておりますのは、先ほど言ったように、地域包括支援センターの権利擁護につきましては社協に委託しております。それと、その金銭関係の部分についても生活支援ということで、社協のほうがやっております。

そういうことからすると、かなり実務的な部分で、社会福祉協議会のほうがやってるのかなと。九州管内を見ましても、社協が法人として裁判所から指定を受けるという部分が、ちょっと主力になっているようでございますので、そういうことを判断したときに、市のほうで社協のほうに、そのセンターを運営してもらう手だてがどうなのか。そうしますと権利擁護事業と、その成年後見。それに成年後見の部分に、先ほど中島委員のほうからもございました、市民後見人を活用するということができ、スキルが上がっていくんじゃないのかなと。そうすることによって、家庭裁判所のほうからの指定というんですか、そういう部分も、もらえと言ったらいけないんですが、指定があるというような部分が、あるのではないかなというようにこと等で、今、ちょっと社協と協議をしているところでございます。

**○委員（新原春二）** 全体的な流れからしても、当然、社協のほうの流れが全部わかりますので、一番いいんじゃないかと思うんですね。その方向で進めていただきたいんですが。社協も300名を超える人員を配置をして、かなり莫大な組織になっているんですよ。そこでやっぱりセンターをつくるのは、もうそこがいいんですけども、市としても財政的にも人的なものも含めて、ぜひ社協にある程度の支援をしていただいて、早急にやっぱりセンターをつくるべきだというふうに思いますので、ぜひその点をお願いします。

ただ、成年後見制度については新聞紙上をにぎわしているように、非常に問題もありそうなんですよね。いろんなトラブルもあってますので、そういう点では人的な養成をきちんとしなきゃならないというのはもう基本ですので、そこら辺をや

ることを通して、やっぱり市民を守っていくということがあると思いますが、ぜひ早急にセンターの立ち上げをされて、センターからの市民への教宣、あるいは広報というのをどんどんやっていただきたいと思います。

特に薩摩川内市では、県内でもトップを走っていますので、鹿児島県のモデル的なやっぱり成年後見制度のセンターに、ぜひ、していただきたいということを要望します。

**○市民福祉部長（春田修一）** 今、おっしゃるように、社協さんともずっと協議を進めてるんですが、出口の部分でやっぱり職員の人件費の問題と、それが恒久的な形でやっぱり必要になってまいりますので、そうしますと、かなりの経費増という部分がございますので、社協の中でも社会福祉士さんもありいらっしゃいますので、そういう人材を活用する。

ただ、社協の中でもおっしゃいますように、かなりの職員、嘱託、臨時を含めまして300名を超える職員さんがいらっしゃいますので、その中で事務の効率化とか、あるいは、似たような事務の統合を図りながら、うちどもとしては虫のいい話なんですけど、社協の中で効率化できる部分を、まず優先していただいて、その中で出てきた人員を、その成年後見のほうに回せないかということも、ちょっと勝手のいい相談もしてるところでございまして、今後、ちょっとスピードアップしながら煮詰めていきたいというふうに考えております。

**○委員長（江口是彦）** ほかに御質疑ありませんか。

**○委員（今塩屋裕一）** 介護保険高額介護サービス資金というので、利子収入もちょっと上がっているんですけど、これ大体何件ぐらいの要望があって、窓口として、どういった方が来られて、どういった方々に、こういった制度でサービスをしているのか。もしわかれば、教えてもらいたいと思います。

**○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）** 運用基金の高額介護サービス費等の貸付金でございますが、この内容は、一般世帯で3万7,000円程度だったと記憶しておりますけれども、自己負担額がそれ以上を超えると、1回負担はしていただきますけれども、超えた分には後日、市から償還

をされるという仕組みが、高額介護サービスの制度でございます。これは医療であります国保とか、後期高齢者医療制度と同様の制度でございます。

高額介護サービスについては、その返ってくるお金の見込みが5,000円以上となったときに、自己負担で1回払うべき金額を、高額のこの基金から支払おうというものでございます。一般的に低所得者の方、自己負担をすることが難しい方が利用されておりますが、昨年、平成23年度は数件あったかと記憶しておりますが、平成24年度はなかったところでございます。

内容としては、返ってくるべき金額が5,000円以上が見込まれるときに、1回自己負担をして、施設側から請求をしていただくというものでございます。

以上でございます。

○委員（今塩屋裕一）わかりました。

○委員長（江口是彦）よろしいですか。ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はつきたと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（帯田裕達）ちょっと教えていただきたいんですが、高齢者クラブの活動助成のことで。まず、この助成をなさってるわけですが、その助成の算定基準といいますか、例えば大きいクラブもあれば、小さいクラブもあるわけですが、会員数も、その基準となるものは、どのようなものなのか。そしてまた、他市町村と比較してどうなのか。そこをちょっと教えていただきたいと思えます。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）高齢者クラブの育成費補助金についてのお尋ねでございますが、これは県の補助制度でございまして、県の補助基準としましては、単位高齢者クラブの会員数が30人以上である場合に、補助の対象としております。

しかしながら、薩摩川内市におきましては、会員数の少ない10人以上のクラブについても助成をいたしております。一番最初の10人から19人のところでは4万6,840円の補助金、それから80人以上の大きなところにつきましては6万4,340円と、クラブの会員数によって、段階的に補助金の金額を変えております。

他市と比べてという2点目でございましたが、他市におきましては、基準人員30人未満のクラブについては、助成をしていないところがほとんどでございまして、その点からしますと、本市は小さな高齢者クラブに対しても助成をしておりますので、充実していると判断しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はつきたと認めます。

ここで、議案第119号一般会計歳入歳出決算に係る審査を一時中止します。

---

△議案第131号 決算の認定について  
（平成24年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（江口是彦）次に、議案第131号決算の認定について、平成24年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）続きまして、平成24年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたしますので、決算書の404ページをお開きください。

1款保険給付費につきましては、支出済額92億7,893万9,217円で、居宅や施設における介護サービス給付費や高額介護サービス給付費、介護予防に係る給付費の支払いを行っております。

なお、保険給付費の不用額が多額になっておりますが、介護給付費を最大で見積もらざるを得ないことによる執行残でございます。

また、5項2目の特例特定入所者介護サービス費、及び6目の特例特定入所者介護予防サービス費の2目については未執行となっておりますが、これは介護認定を受ける前に受けたサービスについてのやむを得ない支出ということでございます。

介護認定の申請をしますと、その日から給付の対象となりますけれども、やむを得ない事情によって、介護認定の申請の手続きもしないままに受けたサービスに対する給付費でございまして、本市では申請を行ってからサービスを受けておりま

すので、この2目については、支出がなかったところでございます。

次に、406ページをお開きください。

3款1項4目一次予防事業費につきましては、支出済額6,054万6,120円で、支出の主なものは、嘱託員4人分の報酬と、一般的な高齢者に対する介護予防の普及啓発の事業等でございます。

次に、408ページをお開きください。

同項5目二次予防事業費につきましては、支出済額3,011万1,062円で、支出の主なものは、要介護状態になるおそれのある高齢者が、介護状態になることを予防するための事業費でございます。

次に、3款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、支出済額5,034万4,799円で、支出の主なものは、職員6名の給与費のほか、二次予防事業対象者のケアマネジメントに係る事務費等でございます。

次に、同項2目総合相談事業費につきましては、支出済額2,416万9,966円で、支出の主なものは、嘱託員1人分の報酬と、聾地域4カ所の在宅介護支援センターの指定管理料及び介護予防普及業務委託料等でございます。

次に、410ページをお開きください。

同項5目任意事業費につきましては、支出済額2,307万4,905円で、支出の主なものは、家族介護用品、ねたきり老人介護手当の扶助費等でございます。

次に、4款1項1目介護給付費準備基金積立金につきましては、支出済額4,324万7,000円で、平成25年度以降の介護給付費の増加に備え、介護保険料を積み立てたものでございます。

次に、6款1項1目償還金及び還付加算金につきましては、支出済額4億2,026万2,677円で、第1号被保険者の介護保険料の過誤納付に係る還付金及び介護給付費確定に伴う国・県への返還金でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、398ページにお返りください。

歳入については、主なもののみ説明させていただきます。

1款1項介護保険料16億204万1,450円

は、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。

平成24年度分の保険料収納率は、年金天引きによる特別徴収については100%でございますが、普通徴収の現年度分について、現年分の収入未済額は2,387万3,010円で収納率は83.6%、前年度より1.2%減で、特徴、普徴を合わせた現年分全体では98.5%、前年度比0.2%の減となっております。

過年度分の収入未済額は2,829万5,770円で、昨年度より9万7,760円増加しておりますが、収納率は12%で、昨年度より0.3%減でございました。

なお、過年度分のうち保険料1,099万400円、督促手数料を13万9,300円、この額を不納欠損の処理をいたしております。

また、不納欠損処理後の収入未済額の計は5,216万8,780円で、これらに対する収納対策といたしまして、臨戸訪問や電話催促、分納等の納付誓約書等による時効中断を行うなど収納率向上に努めておりますが、今後とも年金の支給月を中心に、収納対策の強化月間などを設けるなどして収納計画を立てながら、収納率向上に努めていきたいと考えているところでございます。

次に、4款国庫支出金につきましては、収入済額26億5,416万9,715円で、1項1目の介護給付費負担金と、同款2項1目の調整交付金及び4目の地域支援事業交付金であります。

次に、5款の支払基金交付金につきましては、収入済額27億4,711万1,722円で、1項1目の介護給付費交付金、及び同項2目地域支援事業支援交付金があり、40歳から64歳の第2号被保険者の負担分としまして、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

400ページをお開きください。

県支出金につきましては、収入額15億5,953万308円で、1項1目の介護給付費負担金及び3項1目の地域支援事業交付金、これは給付費及び地域支援事業に係る県の負担分となっております。

次に、9款1項1目一般会計繰入金12億1,020万4,668円につきましては、市の法定負担金分などを一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、412ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額102億1,114万6,000円に対しまして、歳出総額100億3,320万4,000円で、歳入歳出差引額は1億7,794万1,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は、同額の1億7,794万1,000円となっておりますが、国・県支払基金への返納金が8,474万円余りありますことから、実質的には9,216万7,000円が平成25年度の財源となります。

以上で、介護保険事業特別会計の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（江口是彦）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑を行います。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 今、実質収支に関する調書の中で国への返納金約8,000万円ということについては、介護保険制度の全体の給付費の国の負担という点があって、給付費が予定していた、計画していたものよりも少なければ、その分、国に返金をしなくちゃいけないというそういうやつですか。

**○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）** 委員おっしゃるとおり、年度当初に申請を行います。それから、12月ぐらいに変更申請というものをを行うわけですが、その時点では、平成24年度の介護の給付費というのは確定しておりませんので、あくまで見込みで、実際のところを申しますと少し多目に申請をしております。それで確定した段階で、翌年度、その給付費の確定額に基づいて国・県支払基金の負担額が決定をします。その差額を返納をするということでございます。

仮に少なく申請をしておきますと、市が持ち出さなければなりませんので、翌年度、追加で交付はしてくれることですが、少し多目に申請をしておいて、翌年度、返納をするという形をとっているところでございます。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** そうすると411ページにある介護給付費準備基金積立金ということで、やっぱり介護保険料を徴収しますよ。それは65歳以上の方と40歳から64歳の方々の介護保険料

と。その介護保険料が給付費の何%というふうになっているけれども、給付費全体が少なくなれば、その分少なくなってくるから、それについて、それを積み立てするということになるわけですか。ちょっと説明がうまくできませんでしたが。

**○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）** 基金積立金についてのお尋ねでございます。

御承知のように介護保険料は、3年に1回改定を行います。これは向こう3年間の給付費の総額を見込んで介護保険料を推計をするわけで、基本的な考え方に立ちますと、被保険者の数、あるいは所得階層、変わらなければ3年間、一定額の保険料の収入でございます。3年間の収入は変わらないと。

一方、給付費につきましては認定者の増加、あるいはサービスの種類の充実といったことにより年々伸びております。ですので、3年間トータルで賄えるように。保険料が変わらないということを見ると、初年度は少し余って、2年度はちょうどで、3年度は少し足りない。そういったイメージを思い浮かべていただければ結構かと思いますが、平成24年度から改定されたわけですので、平成24年度は余って当然、平成25年度がとんとんぐらい、平成26年度で足りない分を平成24年度の基金で埋め合わせをするという、3年を1期としているということを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** わかりました。この収納率の点で、いわば普通徴収、特別徴収、特別徴収が年金天引きで、普通徴収が実際に納めてもらうというやり方で、普通徴収のほうが納入率が少ない。年金天引きだったら100%であるということなんです。

これはもう年金天引きについては、本人にはどうしようもないわけで、たしか年金額が月額が1万5,000円ない人は、そういう普通徴収で納めてもらう。しかし、介護保険料というのは月々、今、6,400円ぐらいですよ、たしか。そのぐらいのお金を納めなきゃいけない。年金額が1万5,000円の方から、それだけの介護保険料をもらわなきゃいけないというのは、これはもう本当に無理な話なわけですよ。だから実際はどうなっているかというたら、家族や誰かが負

担していたりしてるんじゃないかなというふうに思うんですけども。それで徴収率が悪くなるというのは、これはもう当然のことなんですよ。

だから本当にとってはいけない。いわば減免しなきゃいけない人たちだと思うんですが、これは介護保険制度そのものの問題にかかわることなんですけれども。やっぱり減免の対象として、きちっとすべき人たちなんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

**○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）** 介護保険料は、平成24年度から9段階の保険料額で負担をしていただくことといたしております。基準額は5,800円でございます、一番安いところでは2,900円だったかと記憶をしております。月額保険料負担は2,900円であったかと思っております。この基準額の半分、5割ということでございますが、これは介護保険の制度設計の中で示されているものでございまして、介護保険制度上、収入の多寡による減免というのは、できないこととなっていることを御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** 制度として始まるときにも、これは相当議論して過酷ではないかと。年金がそれしかない人たちから、いわば計算すると5,900円の半分ですから2,900円、1万5,000円のうち2,900円は介護保険料として納めなきゃいけない。1万5,000円で、そもそも暮らしていけるはずがないわけなんですけれども、実態はそういうことになってると。もう本当に介護保険制度の大問題なんだというふうに思うんですね。

こういうふうに、みんな苦しみながら保険料を払っているわけですが、実際の給付について言えば最近のケースとして、居宅介護サービスというんですかね。部屋の掃除とかというのは居宅介護サービスですかね。ちょっと確認したいんですけど。

**○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）** 訪問介護サービスのことをおっしゃられてるのではないかと思っております。

**○委員（井上勝博）** 訪問介護サービスというのは、この介護サービスの中のどういうサービスになるんですか。

その訪問介護サービスで、以前も委員会の中でもお話しましたが、今まではヘルパーさんが来られて部屋の掃除をされていたけれども、同居人がいて、同居人が庭の掃除ができるからということで、結局、サービスをもう受けられなくなってしまったという経過がありますが、こういうケースというのは、ほかでもちょっと聞くんですよ。今まで受けていたサービスがそういう見直しをされて、受けられなくなったというケースというのは、どのぐらいあるのかというのは、何かデータでないのでしょうか。示せないのでしょうかね。

**○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）** 手元に詳細なデータを持っておりませんので、即答はできないところでございますが、委員のおっしゃっていらっしゃる同居者がいる世帯への訪問介護は、日常生活の支援のため、掃除とか、洗濯とか、調理とか、そういった部分になるわけなんですけれども、同居者がいる場合には、同居者の支援がいただけませんかというようなことから、理由書といひますか、考え方を聞かせていただいているところでございます。個別のケースによって、必ずしも同居者がいるから、その生活支援型のサービスを受けられないということではなくて、本人さんの身体状況、あるいは同居の親族の方の身体状況に応じて、個別に判断をいたしております。

たまに本人さんの状況によっては、半年とか3カ月で様子を見ましようとかいうことはございますけれども、同居者がいるからといって、一律にサービスを受けられないということではないということだけは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** わかっております。一律に同居者がおれば、この訪問介護サービスを受けられなくなるということではないんだと。これについてはわかるんですが、この訪問介護サービスが、同居者というのが何世帯あるのかということは、わかるわけですね。

その中で、今まで訪問介護サービスを受けている人たちが、どういうふうになっているのか。どうも規制が厳しくなってるんじゃないかなというふうに思われるもんだから。この同居されている方々で、訪問介護サービスを受けている件数の推移というのはわかるんですか。それでわかるんですかね。

○高齡・介護福祉課長（仙名浩貴治）申しわけございません。その件数及び推移については、把握をしておりません。

以上です。

○委員（井上勝博）もし、それがわかるような資料というのはつくれるんですかね。率直に言って、厳しくなっているんじゃないかということについては、厳しくなっていないというふうな理解なんですか。それとも、やっぱり厳しくなっているんですか。

今、国の政策として、要支援のサービスは、もうしないというふうな方向でいってるわけですが、やっぱりそういう軽度者についてのサービスはしない方向で、規制してるんじゃないですかということなんです。

○高齡・介護福祉課長（仙名浩貴治）規制という意味ではなくて、国では介護給付の適正化というものを、極端に言いますと、介護給付費の伸びを抑制するために、介護給付の適正化というものに取り組むように指導をしております。

その取り組みの一つとして、同居者のいる認定者の方への生活支援のためのサービスを細かくチェックをしているということでございまして、規制しているというものではないことを御理解いただきたいと思います。

○委員（井上勝博）言葉としては適正化ということなんでしょうけれども、この適正化ということで、サービスが受けられなくなった人たちというのがいるのかどうかと。今まで受けていた人たちで、適正化によって受けられなくなってしまったということは、あるのかということなんでですね。

○高齡・介護福祉課長（仙名浩貴治）データがございませんので、確実な数字は申せませんが、数件はあったかと思います。数十件まではいってないと思っております。

○委員（井上勝博）そのもし資料ができれば、ちょっと具体的にわかる資料が欲しいと思うんですね。というのは、これは介護保険制度というのは、一体何なのかということなんですけれども。介護保険制度というのは、もとは措置費でやっていたもんを、保険料を払うことによって、サービスを受けることが誰でもできるようになるという宣伝のもとでつくられたと。それが無尽蔵に、どんどんどんどんサービスが広がっていくのを抑制

するために認定制度というのがあって、この認定制度で、まず、認定を受けなきゃいけないというハードルを跳ばなきゃいけない。この認定を受けたとしても、今度はサービスを受けるのにサービスの負担をしなければいけない。どんなに所得が少ない人でも、サービスの負担をしなければいけないというハードルを超えなきゃいけないというハードルがある。そうやって、みんなサービスをぎりぎり受けているわけですよね。

しかし、それにプラスアルファして適正化という形で実際は認定され、そしてサービス料も払いますよというふうに言っているのに、適正化という形で受けられなくなるということ。これが私はやっぱり納得できない。本人が希望しているわけで、そういう認定がきちっとされている方が希望されている方で、それを受けられないということについては、やっぱり介護サービスを更にハードルを設けるというやり方になってしまっているんじゃないかということをちょっと感じるわけなんです。

やはりその適正化のデータというのが、できればつくっていただきたいなというふうに思います。

○委員長（江口是彦）はい。意見としてとどめておいてほしいと思います。

決算審査に関連して、あと御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はつきたと認めます。

次に、委員外議員、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）アンケート調査などをいたしますと、国民健康保険税が高いということや、それから、やはり高齢者の方は介護保険料がきついと。それもだんだんだんだん介護保険料が増えていくわけですね。3年ごとに増えていくわけですね。今やもう基準額が5,600円になっているということの中で、一方では、また年金額その

ものも減らされるということで、踏んだり蹴ったりという状態になってきていると。

やはり介護保険料については、段階は9段階に拡張されて、そして所得が少ない人には、それなりのというお考えでやられていると思うんですが、しかし、先ほど議論があったように1万5,000円しか年金がないという方々、もしくは無年金者も含めて介護保険料を普通徴収されるというような問題点。

それからサービスについても、この制度がどんどんどんどん、このサービスを受けられにくくなっているという現状。これは先ほどの議論の中だけではなく、いろんな器具の貸し付けなども制限されたりして、借りられにくくなっているというようなことなども含めて、やはり介護保険制度の方向性として、誰でも、所得が少ない人も必要なサービスを受けられる制度にしていくべきであって、ちょっと今の介護サービスは、そういう点から逆の方向に向かっているのではないかということを指摘して反対の討論にしたいと思います。

**○委員長（江口是彦）** 次に、本決算の認定に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（江口是彦）** 討論はつきたと認めます。これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○委員長（江口是彦）** 起立多数であります。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △福祉課の審査

**○委員長（江口是彦）** 次は、福祉課の審査を行います。

---

△議案第119号 決算の認定について  
（平成24年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

**○委員長（江口是彦）** 先ほど審査を一時中止しておりました議案第119号一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

それでは、福祉課関係の決算の概要について、部長の説明を求めます。

**○市民福祉部長（春田修一）** それでは、同じく決算附属書の86ページをお開きいただきたいと思います。

生活保護制度におきましては、生活困窮者に対します必要な保護と、自立の助長を行ってまいりました。3月時点での保護世帯数は742世帯、保護率は9.99パーミルでございます。

また、自立支援のために就労支援員を配置し、被保護者に対し就労意欲を喚起しながらハローワークにも動向するなど、各種指導を行ってきたところでございます。

2の住宅手当緊急特別措置事業におきましては、離職者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち住宅を喪失している方、または喪失するおそれのある方に対しまして、賃貸住宅の家賃のための住宅手当を支給したところでございます。

3の行旅病人等取扱事務費につきましては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づく行旅死亡人の対応を行ったところでございます。

以上、福祉課の主要施策の成果につきまして、概要の説明を終わらせていただきますが、決算の詳細につきましては、この後、福祉課長のほうで御説明させていただきたいと思います。

以上でございます。

**○委員長（江口是彦）** 引き続き、一般会計歳入歳出決算中、福祉課分について、当局の補足説明を求めます。

**○福祉課長（坂元安夫）** それでは、福祉課に係る決算について御説明を申し上げます。

まず、歳出についてでございます。決算書の129ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費のうち当課分の支出済額は、40万2,392円でございます。

備考欄で、主なものを御説明申し上げます。

まず、事項、行旅病人等取扱事務費につきましては、行旅死亡人2名に関わる葬儀の委託料が主なものでございます。

次に、事項、住宅手当緊急特別措置事業費は、離職者で就労意欲がある者のうち、住宅を喪失しているもの、または喪失するおそれのある者を対象として住宅手当を支給するとともに、住宅の確保及び就労機会の確保に向けた支援を行うもので

あり、2人の方に住宅手当を支給したものでございます。

なお、1目社会福祉総務費の当課分の1節50万円以上の不用額はございません。

続きまして、決算書の145ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費の支出済額は、1億4,655万3,288円でございます。

備考欄で主なものを御説明申し上げます。

まず、事項、生活保護管理運営費の主なものは、嘱託医2人分の報酬、福祉課職員14人分の給与費、生活保護システムの保守業務委託、損害賠償請求調停事件委託外1件の委託。ケースワーカーとして、社会福祉主事の資格認定を受けるための1人分の講習会負担金、平成23年度生活保護適正実施推進事業の実績額に基づく国庫支出金等精算返納金などが主なものでございます。

なお、先ほどの損害賠償請求調停事件に関する委託につきましては、平成24年12月19日に、市内に居住されている60歳代の御夫婦から調停の申し立てが川内簡易裁判所になされたものでございます。

この調停の相手方が薩摩川内市長であり、その調停に関する法律事務及び訴訟代理人を本市の顧問弁護士である福元法律事務所の弁護士に委任したものでございます。

申し立ての内容は、生活保護申請を行ったが、申請却下のサインをさせられた。がんのために二度と入れない生命保険を解約させられたが主な争点であり、このため50万円の損害金を求めるものでございました。

本課といたしましては、今回、このケースにつきましては、当初から慎重な対応が必要であるケースであるとの認識から、特に慎重に、かつ適切な対応を行っており、本市には一切の非はないもので、請求には一切応じられないとのことで臨んだところでございまして、調停が2回開催されて、平成25年2月25日の2回目の調停で、当初から本市が見込んでいたとおりの調整不成立となり、結審となったものでございます。

次に、事項、自立支援プログラム策定実施推進事業費の主なものは、被保護者の就労支援を行う就労支援員と、子どもに係る相談を行う就労子育て支援員2人分の報酬及び社会保険料等が主なも

のでございます。

次に、事項、生活保護適正実施推進事業費の主なものは、診療報酬明細書点検業務嘱託員1名、生活保護面接相談員2名、年金調査員1名の合計4人分の報酬及び社会保険料、母子等社会福祉士研修会負担金外2件の負担金などが主なものでございます。

続きまして、決算書の同じく145ページの3款4項2目扶助費の支出済額は、15億6,925万7,732円でございます。

備考欄を御参照ください。

平成25年3月現在の保護世帯は742世帯、981人であり、保護率は9.99パーミルとなっております。昨年3月の10.25パーミルからは、若干、減少してございます。

なお、本市におきましては、おおむね100人に1人が、生活保護費の受給者となっております。

扶助費の扶助別での支出の主なものは、生活扶助費4億6,049万467円、住宅扶助費1億421万4,853円、最も大きい医療扶助費9億5,086万5,570円が主なものでございます。

なお、2目扶助費の1節50万円以上の不用額は、20節扶助費の554万9,268円でございます。これにつきましては、扶助費の執行残によるもので、医療扶助費等の執行が不確定なために生じたものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

決算書の39ページをお開きください。

15款1項1目民生負担金、4節生活保護費負担金の収入済額は、12億3,360万5,000円でございます。保護費として支出した費用の4分の3を国から生活保護費負担金として受け入れたものでございます。

次に、決算書の41ページをお開きください。

15款2項2目民生費補助金、4節生活保護費補助金の生活保護適正実施推進事業費補助金の収入済額は、1,169万3,000円でございます。

生活保護の適正な運営を確保するために、診療報酬明細書点検業務嘱託員や生活保護面接相談員の経費及び生活保護関係職員の資質向上のための研修等に係る経費について、補助率100%分を

受け入れたものでございます。

次に、決算書の49ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金、4節生活保護費負担金の収入済額は、2,513万5,205円は、居住地がない。帰来場所がない。または明らかでない。例えば長期入院等により被保護者分については、本来、県が負担すべきものでございますが、県に代わり市が支弁した保護費、保護施設事務費等の4分の1に相当する分について、県から県の負担分を受け入れたものでございます。

次に、同じく決算書49ページの16款2項2目民生費補助金、1節社会福祉補助金の当課分につきましては、住宅手当緊急特別措置事業補助金33万9,000円でございます。

これにつきましては、離職者であって就労能力及び就労意欲のある人で、住宅を喪失、または喪失のおそれのある方に賃貸住宅の家賃額を支給したもので、この経費等について補助分を受け入れたものでございます。

次に、決算書の51ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金、4節生活保護費補助金の生活保護受給者就労支援事業補助金201万3,000円は、生活保護受給者等の自立に向けた就労支援のための就労支援員の雇用に対する経費等について、補助分を受け入れたものでございます。

次に、決算書の61ページをお開きください。

16款3項2目民生費委託金、1節社会福祉委託金の当課分は、行旅病人等取扱事務委託金の5万6,146円でございます。

これにつきましては、行旅病人に要した経費について、県から補助分を受け入れたものでございます。

次に、決算書の75ページをお開きください。

21款5項4目雑入、1節雑入の当課分は、決算書の81ページになりますが、3,261万9,159円でございます。

主なものは、平成23年度以前の過年度分の生活保護費返納金315万9,405円で、82件のうち17件分の全部、または一部を徴収したものでございます。

次に、現年度分の生活保護費返納金2,863万3,614円で、153件の全部または一部を徴収したものでございます。

次に、平成24年度において不実の申請、その他不正な手段により保護を受ける。いわゆる不正受給の返還を求めた現年度分の生活保護徴収金82万6,140円で、11件のうち4件分の全部または一部を徴収したものでございます。

以上で説明を終わります。

なお、質疑に対する数値的な答弁等につきましては、グループ長を含めて答弁させていただくことを御了解いただきたいと思います。

それでは、審査のほどよろしくお願い申し上げます。

**○委員長（江口是彦）** ここで休憩したいと思います。

再開は、おおむね午後1時といたします。

~~~~~

午前11時57分休憩

~~~~~

午後 0時58分開議

~~~~~

**○委員長（江口是彦）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計歳入歳出決算中、福祉課分について当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** ちょっと先ほどの調停についてですが、この調停については最初の説明の中で、生活保護の申請をされてたんだけど、申請をしないというサインを書かせたとか何とかという話で、相手方が訴えたという話ですが、それは事実かどうかということなんですが、それはどうなんですか。

**○福祉課長（坂元安夫）** 争点につきましては、2点ほどございました。説明のとおりですけども、申請を行ったけれども、申請却下のサインをさせられたということと、がんのために入っていた生命保険を解約させられたという大きな争点が2点ございました。

それで、その申請却下のサインというのは御本人の主張でございまして、確かに申請却下をしているのがあるんです。ただし、これは却下してくれという本人の申し出に基づいてされておって、その申請の段階から裁判の話も実はずっとされておったんです。自分はこうなれば裁判をするんだぞということも言っておられて、だからそういう部

分から慎重かつ適正にせないかんということで取り組んだものです。

いずれにしましても、そういう部分が想定されておりましたので、適切に行ったというものでございます。

**○委員（井上勝博）** 申請を却下しますというサインということについては、ちょっと何かよくわからないんですけど、そんなサインをするんですかね。申請をされたら、申請を受けるわけですよ。それを却下する。1回申請されたものについて、本人が申請を取り消しをすると。取り消しの要請があったと。申請があったというか、そういうことなんですか。

**○福祉課長（坂元安夫）** 申請をされて、実際、調査に入りましたら、その生命保険も当然ながら、高額医療費等にも該当するということがわかってきたということ。それと、そういう高額療養費のお金が返ってくるということもあって、結果、そういうお金もあるということがわかったんです。だから、その事実をきちっとわかってもらうために、説明を繰り返している中で、じゃあ、それについては了解したのでということで、申請は取り下げますということに1回目はなったということでございます。

**○委員長（江口是彦）** よろしいですか。ほかに。

**○委員（井上勝博）** ちょっと、それ以上によくわからないんですけど。この生活保護について、やっぱり今、一番問題になるのが、車の保有というのがひっかかって、どうしても車がなければ暮らしができない。今やってる仕事もできなくなるという、そういうことで申請を諦めるという方がやっぱりいらっしゃるんですが、その生活保護を受けている方で、今、車の保有を認めている方の件数というのは、どのぐらいなんですか。

**○福祉課長（坂元安夫）** 10名です、10台ということですね。

**○委員（井上勝博）** 車の保有について、これは全国一律車の保有ということで、それはなかなか厳しいわけですが、都会に住む人と、それからこちらの鹿児島に住むという人たちでいうと、車の保有という現実度がやっぱり違うと思うんですよ。

都会に住んでいたら、かえって車を持っていれば駐車場代はかかるし、保険は入らなきゃいけな

いしと、いろいろ大変になってくるから、私なんかも車を持ってなくても、むしろ持っていないほうが自由がきいたというのがあったわけですが、こちらに帰ってくると、車を持たなければもう仕事はできないし、収入の当てもなくなるということで、どうしてもこれは車を取らざるを得なかったと。

だから生活保護を受ける方々についても、この車の保有については、やっぱりどうしても必要だという方々というのは、いらっしゃると思うんですよ。そこら辺の解釈として、地理的に交通の便が悪いということについては、もう極端にやっぱり切実度というか、悪いわけですので、もう少し車の保有については、緩和をする必要があるんじゃないかというふうに思うんですね。

他市との関係でいっても、この車の保有10台というのは、台数というか、件数的にはどうなんでしょうか。その辺の比較はしたことがありますか。

**○福祉課長（坂元安夫）** まず、他市の状況については、実はちょっと今、把握してございませんが、いずれにしましても、これは国の法定受託事務でございますので、法あるいは実施要領に基づいて適切に実施するのが、それぞれの福祉事務所、各実施機関でございますので、同様に行われるというふうに思っておりますので、数のばらつきがあったにしても、同じ取り扱いをしているというふうに思っております。

**○委員（井上勝博）** 他市等の調査もされて、やっぱり交通の便の悪さというのは、もう極端に違うという認識で、国の制度の適用にしても、それは解釈によってできるわけですので、そこら辺はやっぱりよく、もう少し検討、調査していただきたいな。他市の例との関係も比較していただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

**○福祉課長（坂元安夫）** 他市の状況につきましては、ちょっと数字を申し上げませんでしたけれども、ちなみに平成23年度末の状況につきましては、鹿屋市さんが、この時点で7台、霧島市さんが6台ということで、ちなみに阿久根市さんは4台ということで聞いております。

それと解釈によってという部分につきましては、拡大解釈せえという意味ではないとは思いますが、適切に実施するしかないというふうに考

えてございます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

○委員（新原春二）1点だけ。雑入の関係で生活保護の返納金が出てるんですが、現年度分2,863万円何がしが出てるんですが、これは自主返納なのか。調査をされて返還があったのかどうか。ここの返還の中身について、ちょっと教えてください。

○福祉課長（坂元安夫）基本的に返納金ですね。返還金につきましては、保護費が過支給になっている部分という、大きくは、そういうふうにお考えいただければわかりやすいかと思います。支給した額より収入があったりだとか、年金の額が増えたとかと、そういうものになってまいります。だから返していただくべきものであって、それを徴収してるということであります。

大きく返納金と徴収金ということで、徴収金につきましては、いわゆる不正受給という部分がございます。大きく二つに分類されておりますので、そういうことになっています。

この徴収については、非常に努力をするところであるわけですが、保護費そのものについては、法の中でも制限が当然かかっておりますので、差し押さえということの禁止がなされております。これについては、受けたその金品については、権利を差し押さえることができないというのが、まずうたわれておりまして、徴収するにも最低生活費の保護費から、ほとんどが分割になってくるわけですが、一部を返還してもらおうという格好しかできないものですから、非常に苦労してるというのが事実です。

できれば、例えば一時的にどんと大きなお金が、年金の遡及だとかという場合は大きな金になってまいりますので、その時点を早く押さえができるかというのが一番のポイントになってまいります。それを基本、調査も入っているんですが、本人の申告が遅れたりすると、そういう部分が遅れたりするのは、把握がずれてしまうということで、既に消費してしまうというのが問題です。

○委員（新原春二）わかりました。

ちなみに平成24年度で自主返納というか、そういうものはあったのかどうか、それだけ教えてください。

○福祉課長（坂元安夫）自主返納というのが、こういう金が入ってくるかということでのことだと思うんですけども、ほとんどこちらが事前に調査して、押さえたものというのがほとんど。中には多額なのがあっても、1年のうち数件でございます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はつきたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

以上で、福祉課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

休憩します。しばらくお待ちください。

~~~~~

午後1時10分休憩

~~~~~

午後1時11分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）休憩前に引き続き会議を開きます。

△子育て支援課の審査

○委員長（江口是彦）次は、子育て支援課の審査を行います。

それでは、子育て支援課関係の決算の概要について、部長の説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、子育て支援課の概要について御説明させていただきます。

決算附属書の87ページからになります。

まず、1の女性・家庭児童相談事業でございますが、要保護女子のDV相談や児童虐待など、家庭養育における相談等に応じて、必要な指導、助言を行ったところでございます。

88ページから89ページになりますが、2の子育てと仕事が両立できる環境づくりにおきましては、多様化する保育ニーズに応えるために保育園での延長保育、一時預かり保育事業等の推進、ファミリー・サポート・センター事業等による保育サービスの充実を図るとともに、親子で参加できる育児リフレッシュ事業を実施し、育児不安、

負担の解消を図ってきたところでございます。

次に、3の生活を支える子育て支援の充実におきましては、国の制度改正によります児童手当の支給及びひとり親家庭等に児童扶養手当の支給を行ったところでございまして、生活の安定及び児童福祉の増進を図ってきたところでございます。

次に、91ページでございますが、4の学童保育の充実におきましては、市内15カ所の児童クラブの運営に関する補助を行うとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を利用しまして、指導員の育成を進めたところでございます。

5の保育所の運営では、市内に27カ所の私立の保育園と、2カ所の認定こども園及び里地域のへき地保育所があるところでございますが、これらの乳幼児等の保育を行い、児童福祉の増進を図ってきたところでございます。

また、保育施設のなかった下甌地域に、閉校となった青瀬小学校を利用して、へき地保育所の整備を行っておりまして、保育環境の改善を図ったところでございます。

なお、本年4月1日に開所、運営してるところでございます。

次に、92ページでございますが、6のひとり親家庭等の生活の安定と向上では、母子・父子家庭などのひとり親家庭等への医療費を助成するとともに、母子家庭への自立促進のための能力開発、あるいは資格取得を支援し、93ページでございますが、7の子どもの健康と福祉の充実におきましては、中学校修了までの児童を対象に、医療費の全額助成を行ったところでございます。

以上、子育て支援課の主要施策の成果について、概要の説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、この後、子育て支援課長のほうで御説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

---

△議案第119号 決算の認定について  
(平成24年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)

○委員長(江口是彦) 引き続き、一般会計歳入歳出決算中、子育て支援課分について、当局の補足説明を求めます。

○子育て支援課長(吉川真一) それでは、子育て支援課の平成24年度決算について、まず、歳出から御説明いたします。

歳入歳出決算書の139ページをお開きください。一番下のほうからになります。

3款民生費の3項1目児童福祉総務費でございますが、支出済額は3億4,707万6,702円で、繰越明許費9,319万6,000円は、入来保育所施設整備事業に係る補助金でございます。

事項、児童福祉管理運営費の主なもの、育児支援・相談業務嘱託員3名、それからファミリーサポートセンター業務嘱託員1名、保育料徴収対策推進員27名と職員8人分の人件費。

開けていただきまして、上から二つ飛びます。地域子育て支援センター、病児・病後児保育、育児リフレッシュ事業等の委託料。それから、一つ飛びまして、延長保育、一時預かり、保育所地域活動。それから、障害児保育事業等の特別保育対策事業補助金や国庫支出金等精算返納金为主なものでございます。

次の事項、児童福祉施設整備費は、債務負担行為分でございます。あさひ保育園に対する補助金で、平成25年度までの期間、補助を継続しているところでございます。

それから、事項、女性・家庭児童相談費は、女性・家庭生活支援相談員3名に係る人件費ほか、婦人相談、児童相談管理システムの保守委託料が主なものでございます。

事項、子ども手当事務費は、開けていただきまして、次の143ページ、上からでございます。

職員1名分の人件費と、新児童手当システム改修業務委託、それから国庫支出金等精算返納金等が主なものでございます。

次の2目になります児童措置費。支出済額は22億7,641万597円でございます。児童手当、児童扶養手当、それから旧子ども手当の各手当のほか、事項、母子生活支援施設措置費の扶助費と国庫支出金等精算返納金でございます。

次は、3目児童館費でございます。支出済額は9,117万6,030円。内容は、里きらきら児童クラブ・フェンス工事外2件の工事請負費のほか、15の放課後児童クラブに対する運営費補助金等でございます。

次の4目保育園費、支出済額は23億2,135万9,087円で、内容は、まず、甌地域のへき地保育所で、ことし4月、旧青瀬小学校跡に開園いたしました下甌保育園の設計業務、工

事請負の改修経費や初度備品購入費とその他里保育園の指定管理委託料。そして、本土地域の私立保育園と認定こども園の運営費として支払います扶助費。それと保育料の過年度還付金でございます。

次は、開けていただき、145ページでございます。

145ページの5目母子福祉費で、支出済額7,583万206円でございます。

事項、母子福祉対策事業費は、ひとり親家庭等医療費助成及び母子家庭自立支援給付金の扶助費のほか、母子寡婦福祉会の運営費補助金等でございます。

次は、147ページをお開きください。

147ページ中ほどの4款衛生費、1項1目保健衛生総務費のうち子育て支援課分は、1枚開けていただきまして、150ページの備考欄になります。

150ページの最初の丸印、事項、子ども医療費助成費で、支出済額は3億3,122万7,380円でございます。

内容は、審査集計機関への審査手数料、医療機関への助成事業報告事務手数料、そして医療費助成の扶助費が主なものでございます。

次は、大きく飛びまして、163ページをお開きください。下のほうになります。

5款労働費、1項1目労働諸費のうち、子育て支援課分は1枚開けていただきまして、166ページの備考欄になります。

備考欄の最初の丸印、事項、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費のうち、二つ目の米印の子育て支援課分でございますが、支出済額は2,069万787円でございます。

県の基金を活用した地域人材育成事業により、放課後児童クラブの指導員育成を行ったもので、12名の新規雇用を行い、うち11名が児童厚生2級指導員資格を取得されました。

以上、歳出でございます。

引き続き、歳入について説明いたしますので、決算書は戻っていただきまして、19ページをお開きください。

13款分担金及び負担金の2項1目民生費負担金からでございます。

3節児童福祉費負担金でございますが、内容は

備考欄記載のとおり、保育所の運営費負担金。いわゆる保育料が主で、その他、子育て支援短期入所や児童クラブ利用者の負担金でございます。

不納欠損の205万3,200円は、平成9年度から平成19年度の保育料滞納分につきまして、消滅時効により22件、27人分を処理いたしましたものであります。

また、収入未済は私立保育園の保育料で2,167万5,920円、この内訳は平成24年度の現年分が593万8,090円。それから同じく過年度分が1,573万7,830円となっております。

次は、14款使用料及び手数料でございますが、決算書は35ページをお開きください。

2項手数料の2目民生手数料、1節民生手数料は、児童手当受給証明手数料でございます。

次の2節督促手数料、保育料滞納分に係るもので、不納欠損額7,900円は、平成17年度から平成19年度の15人分について、保育料と併せて処理いたしましたものでございます。収入未済額は13万5,400円でございます。

次に、37ページをお開きください。一番下でございます。

15款国庫支出金、1項1目民生費負担金でございます。

子育て支援課分は1枚開けていただきまして、39ページ、3節児童福祉費負担金のうち、備考欄二つ目の米印になります。児童扶養手当、保育所運営費、子ども手当等の国庫負担金でございます。

次はこのページの1番下、2項国庫補助金でございますが、子育て支援課分は1枚開けていただきまして、41ページ中ほどの2目民生費補助金、1節社会福祉費補助金のうち備考欄二つ目の米印、児童福祉事業対策費等補助金で、女性相談員の人件費等に対する補助でございます。

次の3節児童福祉費補助金は、母子家庭の自立を支援する教育訓練給付金に対する補助金と、子育て支援センター5カ所の運営、それから里のへき地保育所事業等に対する子育て支援金でございます。

次は、飛んで、決算書47ページをお開きください。

中ほどより少し下の16款県支出金1項1目民

生費負担金でございます。節は3節児童福祉費負担金で、子育て支援課分は備考欄二つ目の米印、保育所運営費、子ども手当等の県負担金でございます。

次は、1枚開けていただき、49ページ、2項県補助金、1番下の2目民生費補助金でございます。

子育て支援課分は、開けていただきまして、51ページ中ほどの3節児童福祉費補助金で、ひとり親家庭医療費助成、児童クラブ運営に係る放課後児童健全育成事業や、延長保育、休日保育、病児病後児保育に係る保育対策等促進事業補助金でございます。

収入未済額6,213万1,000円は、入来保育所施設整備事業に対する県補助金で、事業繰り越しに伴うものであります。

次は、一番下の3目衛生費補助金、1節保健衛生費補助金でございます。

子育て支援課分は、次の53ページ、備考欄、この節の最後になります米印、子育て支援課分、乳幼児医療費補助金でございます。

次は、飛んで、59ページをお開きください。

3項県委託金で、子育て支援課分は、1枚開けていただき、61ページ中ほどの2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金のうち備考欄三つ目の米印になります。権限移譲事務委託金で、母子寡婦資金貸付事務に対するものでございます。

次は、また大きく飛んで、75ページになります。

21款諸収入の5項4目1節雑入でございます。子育て支援課分は、また飛んでいただきまして、84ページに出てまいります。

84ページの備考欄二つ目の米印で、児童扶養手当返納金は、平成22・23年度の過払い2名分、ひとり親家庭等医療費助成返納金は同じく平成23年度の過払1名分でございます。

以上、歳入でございます。

平成24年度の決算につきましては、監査委員からも意見書で御指摘をいただいておりますとおり、昨年6月に子ども手当の重複払いが発生し、市民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしまして、改めておわび申し上げます。

最後に、この過払い金の回収状況等について御報告申し上げます。

総額、当初1,262万5,000円、495件の過払いでございました。これにつきまして発生後、直ちに回収に当たり、本年5月31日、出納閉鎖、決算時点までに1,136万1,000円、456件を回収いたしまして、残りが126万4,000円、39件となったところでございます。

6月以降も引き続き、電話、臨戸による催告を行い、現在まで15万1,000円、分納中を含みまして7件を回収いたしました。残りは金額で8.8%の111万3,000円、件数で7.1%の35件となったところでございます。これら35名の方々に対しては、9月末から文書を送送して、改めて返納をお願いしているところで、今後、状況を見ながら、個別に臨戸や電話での催告を行い、引き続き回収に努めてまいりたいと思っております。

以上で、歳入歳出決算書、子育て支援課分の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（井上勝博）ひとり親家庭の医療費の助成なのですが、現状では中学校卒業まで無料化で、自動償還払いということになっていて、ひとり親家庭の場合は、一々申請しなくちゃいけないという面で、ひとり親家庭が、逆にあんまりメリットが感じられないというか、そういうことになっているんじゃないかと思うんですね。その辺については、このひとり親家庭の医療費助成のメリットというのは、どういうふうに考えられるのかということなのですが、どうなんでしょうか。

○子育て支援課長（吉川真一）ひとり親家庭の医療費の申請手続にいたしましても、実際の対象者の方の申請については、医療機関の窓口でできますので、実質的な手間にはさほどなってない和我々は認識しておりますが、医療費の払い戻しにつきましては、もうこちらのほうで医療機関と連携しまして償還いたしておる状況であります。

○委員（井上勝博）ひとり親家庭の医療費については、これではなくて、今の普通の中学校卒業までの医療費を自動償還払いにしてほしいということはないわけですよね。もうひとり親家庭

であれば、その制度を使わなきゃいけないということになってるわけですね。

だからそういうことでは、これは一般質問で取り上げて、この人たちは逆にあんまりメリットがあるような感じになってない。県にやっぱり要請してほしいということを言ってきたわけですから。今、お話をお聞きしても、やっぱり申請せないかんわけでしょう。自動償還払いの場合は1回申請すれば、後で自動で口座に入ってくるわけですから、負担はそんなに重くはないというのではなくて、一般家庭と比べてひとり親家庭のほうが、本当ならば軽くななきゃいけないのに、軽くなってないということを問題にしてるわけですね。

その点について、県に要請するしかないということなのか、市としても何とかそういう方々の負担を軽くする方法がないのかどうか、御検討いただくことができないのかと思います。

**○子育て支援課長（吉川真一）** 手続きの流れにつきまして、代理のほうから説明いたします。

**○課長代理（西田光寛）** 今、委員の御指摘のあったとおり、数年前まではひとり親家庭医療の申請方法につきましては、医療機関で証明してもらったのを市の窓口のほうに持ってきていただくという手間が生じておりました。

ここは、いろいろ各議員の方々からも要望等もいただいております、数年前から県のほうと独自に薩摩川内市がちょっと調整をしまして、申請方法というのは県のほうが譲れないということでしたけれども、その申請を病院の窓口でしていただく。簡易な申請手続をしていただくということで、市の窓口で1回1回来ていただくことは、それを省くようなシステムを県と市内の医療機関と調整をしまして、現在のところは病院にかかれても、病院の窓口で申請書を1枚書いていただければ、データにつきましては医療機関を通じて市のほうに来ると。乳幼児の方々と同じような自動償還払いに近い形で、本市は処理を行っているところです。

これにつきましては、県内では薩摩川内市だけです。ほかの自治体はやっておりませんので、本市だけが独自に国保連合会、県と協議をして、そういうシステムをつくったというところでございます。

以上です。

**○委員（井上勝博）** そういう努力をされていることには、敬意を表したいと思います。

それから、児童クラブについてなんですけれども、児童クラブの必要性というのが、そういう需要があったがために、また、それに力を入れてきたがために、急速に児童クラブがつくられたりしてきているわけですが、今後の見通しという点では、もっと求められているところ、例えば入来地域というのは、現在、児童クラブはないんじゃないかと思うんですが、今後の設置というか、そういう見通しというのはどうなんでしょうか。

**○子育て支援課長（吉川真一）** 現在のところ動きがあるのは、下甕地域のほうに幼稚園のいろんな今後の動きに伴って、検討したいという方がいらっしゃるという話は聞いておりますが、まだ具体的な計画としては今のところ、今後の設置予定等はございません。

委員がおっしゃいますとおり入来地区とか、ない地域につきましては、今後の検討課題というふうに捉えております。

以上です。

**○委員長（江口是彦）** ほかに御質疑ありませんか。

**○委員（中島由美子）** この保育料の不納欠損とか収入未済がやはり結構大きい気がするんですが、なかなか回収はできないものなのかどうかという点についてと見通しですね。その辺を1点。

それから保育園の中で、休日保育は水引地域だけなんです、このあたりの需要というのは、ほかの地域にはないのかどうか。その点、ちょっと教えてください。

**○子育て支援課長（吉川真一）** 保育料の未収額とか不納欠損とかいったことで、現状ということでございますが、保育料の未収額に関しましては、前年度と比較して約350万円程度の未収額の減となった決算でありまして、収納の推進ということで、平成20年度から各保育園に推進員として、ほとんど園長さん方でございますが、収納のほうをお手伝いいただいております。そういったことの効果ということと、児童手当の受給者に対しては、これを窓口払いとして児童手当のほうから、未払い分に当てていただくといったようなお願いをしたりして、収納に努めているところでござ

ざいます。

それから休日保育のことにしましては、保育グループ長が答弁いたします。

**○保育グループ長（石走利和）** 休日保育について御説明します。

8年ぐらい前までは旧川内でも、西方にある西風園さんと、今ある水引保育園と2カ所ございました。ただ、需要がないということで、西風園のほうがもう撤退になりまして、今、水引保育園が1カ所であります。

昨年の実績でいいますと、開設日が58日あります。そのうち利用者は161名で、実際、1日当たりの平均は2.7名ということで、需要自体もですけども、ほかのところからの要望とか、そういう話は今のところ受けていないところであります。

以上です。

**○委員長（江口是彦）** よろしいですか。

**○委員（井上勝博）** これも本会議で取り上げて、保育園についての御飯のことですね。3歳未満と3歳以上については扱いが違うということで、その点について市長は、よく検討というような答弁だったかなと思うんですけども、その後、何か検討されていることがあれば、お知らせいただきたいと思います。

**○子育て支援課長（吉川真一）** その後、検討というか、アンケートを各保育園に対して実施いたしました。

その結果を見たところ、やはり施設設備のこと、それから人的な体制のことなどから、一概にどこの施設もということでは、半々というか、どちらかというところ、その必要性はどうかといった疑問符のついたお答えが多かったところでございますが、今後、保育園のほうとも実情をいろいろお聞きしながら、調査しながら、検討してまいりたいと考えております。

**○委員（井上勝博）** 保育園にしては、やっぱり施設を新たにどうするかという問題が出てきますが、やっぱりそれは市がそれをどうするか。補助するのかどうかということに、かかってくるのかなという気がするんですね。施設側としては、できるだけ負担を軽くしたいという思いというのは、あることはあると思うんですね。やっぱり今でも大変だと。更にそういう余計な仕事という

ふうに考える人もおるかもしれません。

しかし、子どもにとってみれば、そういういろんな大人の都合によって、御飯を家から持って来る、来ないというふうになってしまうというのは、もう子どもから見ればおかしいということになってくるわけですね。

だから、例えばこういう施設整備、人的体制、こういうものに、市として何らかの支援をするというふうにしていけば、またアンケート結果も違うんじゃないかと思うんですが、それはどうでしょうかね。

**○子育て支援課長（吉川真一）** 確かに財源的なものもあるかとは考えておりますが、もう一つ意見として幾つか出てきてましたのが、食育の面で主食、御飯まで保育園のほうでやってしまうことがいかがかと。やっぱり子どもの食事については、一定の親の手をかけるのも必要なのではないかといったような意見もございました。

代理のほうに答弁させます。

**○課長代理（西田光寛）** 御飯を持たせることで、御飯を毎朝炊かれると、お母さんが。それによって朝御飯をやはりその子どもに食べさせて、出てこらせるという保健師さんからの意見もあったということは、ちょっと知っておいていただきたいというふうに思います。

**○委員（井上勝博）** いや、それはちょっと。じゃあ3歳未満の子どもたちも同じじゃないかということになってくるわけで、それはちょっと理屈が合わないんじゃないかなと、そのおっしゃっていることは。

**○委員長（江口是彦）** 井上委員、じゃあ意見、要望等としてまとめて御発言ください。もう質疑は終えて。意見としてよろしいですよ。

**○委員（井上勝博）** やっぱり子どもの視点に立つということだと思うんですね。食育ということを経済的にやっぱり食育の教育を進めていくということによって、子どもの好き嫌いをなくしていったりということを経済、家庭の事情があるなしに関わらず、それを進めていく社会のあり方、責任とかがあるんじゃないかというふうに思います。意見として申し上げたいと思います。

**○委員（永山伸一）** 子ども手当、誰も言いませんから私が言います。

重複払い、一般的にはあり得ない事象ですね。

これはいろいろ制度が二転三転する中で、やむを得ず生じた事案なのか。それとも一担当の個人的ミスなのか。そこら辺の経過をしっかりと教えていただけませんか。それからの話。

**○子育て支援課長（吉川真一）** 経過につきましては、制度的には去年の4月から、子ども手当が児童手当になりました。その他のことも含めまして、内部的に電算のシステムの全庁的な移行が行われておりまして、その新しいシステムでの対応が去年の4月からだったんですよね。実質的な定時払いの支払いが6月が初めてだったということで、それまでのシステムの操作の仕方と若干変わった点があったと。そこら辺の引き継ぎがうまく、情報政策課のほうも含めまして、いってなかったと。システムのオペレート、操作の仕方の面でのミスがあったということによる重複払いでございます。

**○委員（永山伸一）** わかりました。電算システムの件も絡むということですね。ただ、国のほうも、自治体のそういった細かい部分も含めて制度設計をしていくわけですので、普通はあり得ませんよね。こういうミスは。だから、今後こういうことがないように、十分注意していただきたいということをこれは意見として申し上げておきます。

それでこれは終わりますが、もう1件、よろしいですか。児童扶養手当です。

児童扶養手当の結局、うちにはないと思うんですが、児童扶養手当については事実婚でありながらも受給されている方があるという。これは一般的なこととしてよく言われます。薩摩川内市は、そういった児童扶養手当受給者に対する実態調査というのはなさっているんですか。

**○子育て支援課長（吉川真一）** 育成支援グループ長のほうでお答えいたします。

**○育成支援グループ長（内村初男）** お答えいたします。薩摩川内市のほうでは、やはり事実婚ではないかというような近隣からの電話があったり、そういった声が来ます。その際には、その方々に直接電話を入れまして、ちょっと事情を確認したいんですがということでお越しいただいて、実際のところどうなんですかというお話をしております。

今のところ事実婚であるというようなことはないんですが、若干、弟さんであったりとか、そう

いった方々が様子を見に来られるというようなことで受けております。その後の実際、該当者に対しての調査は行ってはおりません。

**○委員（永山伸一）** はい、わかりました。ただ、今聞けばそういう通報があった場合に本人を呼び出して、事実関係を確認すると。当然、そういった場合に本人さんが、いや、事実婚でありますよなんていう人はいないわけですので、他の自治体ではやはりGメン的な形で、実調に職員が出向くのが、いろいろテレビなんかで紹介があったんですけれども、やはりそういった取り組みも必要ではないかと思うんですが。というのは、児童扶養手当の場合は4億9,000万円の中で3億3,000万円、市費を投じているわけで、私もこのまちにはないと信じていんですけれども、聞くんですね。いけんじゃつとよ、あそこはって。そこら辺、やはり実態調査が必要なのではないかなという通報があった場合ですよ。ケースについては実態調査が必要でないかなと強く感じてるんですが、そこら辺、今一度、答弁があればお願いします。

**○子育て支援課長（吉川真一）** 先ほどの答弁で、そういった情報があつたら来ていただいて、お話を伺いますと。委員がおっしゃるとおり、その場で、そうですって答えが出てくるかどうかは甚だ疑問です。ケースによっては、その話の内容によっては、その後、実態を調査しに行っております。当然、ケースの内容次第で、必要に応じて対応しているといった状況でございます。

**○委員（永山伸一）** 要望にします。難しいケースと思うんですけれども、やはりそういったことを今後も引き続き、実態の確認に努めていただくよう要望しておきます。

以上です。

**○委員（新原春二）** 1点だけ、放課後児童クラブの運営の関係なんですけど、年度当初で登録数がわかって、運営補助金を出されるわけですね。ここに人数等、細かに出てますけども。当初登録された数から、だんだん月を経るに従って、減ってくるケースがあるというふうに聞いているんですよ。登録人数がどんどん減ってくると。時期にもよるんでしょうけども、こんな人数が増減したときの補助金の関係は、もう当初登録で決まるのか、途中、漸次で変更されていくのか、その辺はどん

な感じですか。

○子育て支援課長（吉川真一） 保育グループ長がお答えいたします。

○保育グループ長（石走利和） 児童クラブの運営補助金の出し方というのが、薩摩川内市の場合は、毎月第3水曜日に来ている児童の年間の平均児童数で割るという形になっております。なので、登録人数よりも、やっぱり習い事とかして、年度の後半になると来なくなった児童なんかもらっちゃうんですけども、補正の段階でもちゃんと確認をした上で、その年間の統計をとった上で出しておりますので、当初から変更するということは余りないのが実情です。当初の段階で、年間の平均を想定して出してもらっています。

以上です。

○委員（新原春二） ぜひそうしていただきたいんですが、やっぱり受け入れをされる部分は、それなりに年間通して運営経費の見積もりをされてしますので、あんまり増減があったりすれば別ですけども、やっぱり運営を考えれば、細かくされていることについては大変評価をしますが、できるだけそういうようなもので、運営に対する支障がないような取り扱いを、ぜひ、していただきたい。これは要望にしておきます。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑はつきたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（帯田裕達） 1点だけ。87ページの女性保護事業と家庭児童相談事業で、相談を受けて必要な指導・助言を行うとありますが、これについてもうちょっと詳しく教えていただきたい。

そのケアの仕方とか、どこかの課につながとか、医療相談とかいっぱいあると思うんですが、その窓口だけでもう終わってしまうのか。その後のケアも必要なときもあると思いますが、その辺はどうなっているのか。

○子育て支援課長代理（西田光寛） 相談業務には、主に児童養護のほうと、女性・家庭のほうと2種類ございます。

児童のほうにつきましては、児童の虐待通報から不登校相談とか、そういう相談事が非常に多いです。児童虐待の場合は緊急性がある場合は、警

察署と児童相談所等と連携しながら、個別に対応を行っているところでございます。

不登校事案等につきましては、学校とか地域の児童・民生委員、そちらの方等と連携をとりながら、処理を行っているところでございます。

また、女性・家庭等の相談におきましては、女性等につきましては、最近、DV事案等、こういう相談業務が非常に多くなっているんですけども、これにつきましては、もちろん警察署及び県の女性センターですね。そちらのほうと連携をとって処理を行っているところです。

また、本年4月から薩摩川内市には、配偶者暴力相談支援センターというのを設けまして、これに基づきまして、庁内の関係各課を寄せ集めて庁内連携会議というのを行って、そういう事案等が起きた場合には、各課連携を行っているところでございます。

以上です。

○委員長（江口是彦） よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑はつきたと認めます。

以上で、議案第119号決算の認定について、平成24年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算のうち、本委員会付託分の質疑は全て終了いたしましたので、これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博） 本決算については、予算のときの討論の中でも言いましたが、最大の問題は、やはり国保の負担を軽くするために、現在、2億5,000万円の一般会計からの繰り入れを行っておりますけれども、それでも県内で一番高いと。これは4人家族、200万円世帯というモデル世帯を設定して計算したものですけれども、そういうことになっております。

やはり病気になったときに、一番頼らなければいけない医療機関に、安心してかかれるようにしていくためにも、現在、滞納者がたくさんいらっしゃいますけれども、この滞納者をやっぱり少なくしていく。そのためにも高過ぎる国保税ですね。

これはもう本当に高い。もう悲鳴が上がるような状態です。そういう点で、更に苦しい財政の中ではありますけれども、一般会計からの繰り入れを求めて、それがまだ十分でないという点で反対したいと思います。

○委員長（江口是彦）次に、本決算の認定に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）討論はつきたと認めます。これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（江口是彦）起立多数であります。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会付託分の審査を全て終わります。

当局の皆さん、また、監査委員お二人の皆さん、2日間、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。では、退席をお願いいたします。

---

△委員会報告の取扱い

○委員長（江口是彦）以上で、日程の全てを終わりましたので、市民福祉委員会を閉会したいと思います。委員会報告の取りまとめについては、正副委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ありませんので、そのように進めさせていただきます。

ここで協議会に切り替えます。しばらくお時間をください。

~~~~~

午後1時59分休憩

~~~~~

午後2時00分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）ここで、本会議に戻します。

---

△閉会中の継続調査及び現地視察

○委員長（江口是彦）それでは、閉会中の現地

視察の実施について申し上げます。

きのうの委員会で当局から報告のあった汚泥再生処理センターの関係について、また、最終処分場について、閉会中に現地視察を実施したいと考えておりますが、日程及び調査内容については、調整が必要になりますので、正副委員長に御一任いただきたいと思います。

については、閉会中の継続調査及び現地視察について、一括してお諮りします。

閉会中の継続調査については、お手元に配付のとおり議長に申し出ることとし、また、現地視察については、その委員派遣の手続を正副委員長に御一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことに御異議ありませんか。（資料は巻末に添付）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ありませんので、そのように取り扱います。

---

△閉 会

○委員長（江口是彦）本日の委員会は、以上をもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ないと認めます。

よって、本日の委員会は以上をもって閉会いたします。

委員の皆さんは、2日間にわたる審査、大変お疲れさまでした。

## 【巻末資料】

閉会中の継続調査について

○閉会中の継続調査

(調査事項)

- 1 戸籍及び住民記録等に係る諸証明について
- 2 健康増進について
- 3 地域医療について
- 4 環境保全について
- 5 廃棄物対策について
- 6 産業廃棄物管理型最終処分場について
- 7 社会福祉事業について
- 8 障害者支援について
- 9 高齢者支援について
- 10 子育て支援について
- 11 国民健康保険について
- 12 介護保険について

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会  
委員長 江口 是彦